

第14回臨時会

南部町議会会議録

平成20年 1月10日 開会
平成20年 1月10日 閉会

南部町議会

第14回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（1月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸般の報告	4
提出議案提案理由説明	4
議案第1号の上程、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	12
署名議員	15

第14回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成20年1月10日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第1号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

2番	夏堀文孝君	3番	沼畑俊一君
4番	根市勲君	5番	松本陽一君
6番	河門前正彦君	7番	川井健雄君
8番	中村善一君	9番	佐々木勝見君
10番	工藤幸子君	11番	馬場又彦君
12番	立花寛子君	13番	川守田稔君
14番	工藤久夫君	15番	坂本正紀君
16番	小笠原義弘君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君

欠席議員（2名）

1番	工藤正孝君	20番	佐々木由治君
----	-------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工藤祐直君 副町長 赤石武城君

副町長	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
財政課長	堀内 富士夫 君	福祉課長	立花 和則 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝一 君	教 育 長	角 濱 清輝 君
学務課長	佐々木 秀雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野 雅 司	主 幹	板垣 悦子
総括主査	岩間 孝 幸		

開会及び開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第14回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時01分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。本日招集されました第14回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して協議しましたので、決定事項を報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案1件でございます。よって、本臨時会の会期は本日1月10日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番、川井健雄君、8番、中村善一君を指名いたします。

会期の決定

議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日1月10日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

諸般の報告

議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

提出議案提案理由説明

議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、町長提出議案1件でございます。日程により議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 本日招集の平成20年第14回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、新年早々の何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を

賜ることに、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件は、平成19年度一般会計補正予算案1件であります。この案件は、原油価格高騰対策として、町民税非課税の独居高齢者等の世帯と中学生の受験生がある世帯を対象に、灯油を購入する一部を助成するもので、寒さが最も厳しくなる前に早急に対応するため一般会計予算に追加補正し、本臨時会においてご審議を願うものであります。

それでは、提出案件につきましてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、平成19年度南部町一般会計補正予算案(第4号)についてであります。歳入歳出それぞれ1,031万1,000円を追加し、予算の総額を101億937万9,000円とするものであります。

今回の灯油購入の助成は、平成18年と平成19年の12月1日時点での灯油価格の差額分を助成するもので、福祉灯油購入助成事業、教育灯油購入助成事業として、一世帯当たり灯油60リットル、助成額にして灯油1リットル当たり104円換算で、6,240円分を助成するものであります。

まず、民生費の社会福祉総務費であります。平成19年12月1日時点において南部町に住所を有し町民税が非課税世帯であって、65歳以上の独居高齢者世帯、70歳以上の高齢者世帯、ひとり親等の世帯、重度心身障害者が同居する世帯など、1,400世帯に対する助成として扶助費に873万6,000円、次に教育費の学校管理費であります。平成19年12月1日時点において、町立中学校に在学する中学3年生の受験を希望する232世帯に対する助成として、扶助費に144万8,000円を追加補正するものであります。

これに充当する財源といたしましては、地方交付税として普通交付税の留保額1,031万1,000円を充てるものであります。

なお、助成方法につきましては、対象者の希望申請を受付するのではなく、対象世帯に対し灯油購入券15リットル券4枚を発行し、配布するものであります。購入に当たっては、町内の指定灯油取扱業者に限るものとしたしました。

以上が本臨時会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(小笠原義弘君) 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第1号の上程、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第1号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（堀内富士夫君） それでは、議案第1号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

まず、第1条でありますけれども、歳入歳出予算の補正でございます。既定の予算の総額に1,031万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を101億937万9,000円とするものでございます。

7ページをごらんください。歳出でございますが、3款1項1目の社会福祉総務費に886万3,000円を追加補正してございます。

内訳として、11節の需用費の1万5,000円でございますが、印刷製本費、いわゆる灯油購入券などの印刷費の経費でございます。12節の役務費でございます。11万2,000円でございますが、通信運搬費、灯油購入券を送付する郵券料でございます。20節扶助費、灯油購入助成でございますが、町長の提案理由にございましたが、積算内訳といたしまして、対象世帯が1,400世帯、灯油60リットル分で単価104円と見込んで計上してございます。

次に、10款3項1目の学校管理費でございます。144万8,000円の追加補正でございます。20節扶助費144万8,000円、これも町長提案理由にございましたが、対象世帯が232世帯で、60リットルでもって単価104円という積算でございます。

6ページに戻っていただきまして、今回の財源補正といたしまして、9款1項1目地方交付税1,031万1,000円を充当してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず始めに、教育灯油助成の対象者に町内中学3年生の方、受験生を大いに励ますものとなっていると思います。多くの皆さんから喜ばれるものと思います。

さて、先ほどは教育灯油のことについてでありましたが、福祉灯油助成の対象者は各自治体間

きますと、年齢65歳以上とか、また、ひとり親の方とか、だいたい対象が自治体ごとに決まっているようなんですが、これは国からの指示があり、拡大を大きく広げるということはできないことになっているのでしょうか。

また、金額といたしましては、大体1万円相当が多くの自治体でなされているようですが、6千円前後ということはどういうところからこの金額がはじかれたものか、まずお聞きいたします。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） お答え申し上げます。

まず最初に、対象者は国からの指示で拡大することができるかどうかということですが、対象者につきましては、国から、あるいは県の方から一切そういう指示はございません。南部町で独自に考えまして、設定をしたものでございます。

次に、助成の灯油の量でございますが、私どもで考えました、試算といえますか。それでは灯油5リットルを2日で消費するだろうと。つまり、1日で2.5リットル、そうすれば20日で50リットル。そういうふうに積算していきまして、120日、12月から3月までの4カ月間で300リットルを消費するだろうという計算のもとにたててございます。

灯油単価につきましては、先ほど町長の方から提案理由でも説明がありましたが、昨年の12月の単価84円、それから、今年の12月の単価が聞き取りしました時点では98円前後でございましたが、これがまだまだ104円ぐらいまで高騰するだろうという情報をいただきまして、104円という設定でその差額分を計算いたしました。そうした場合には、昨年は300リットルで84円かけて25,200円になる。今年度は300リットルに104円をかけた31,200円。その差額が6,000円という計算をしまして、助成は一世帯当たり6,000円相当と、リットルにして60リットル。6,000円より若干あたまが出ますけども、そういう試算でもって6,000円相当の助成をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 近くの自治体では、教育灯油助成というものはとりつけているところは

あまり聞いておりませんので、このこと自体は大変よろしいことだと思いますが、1万円ぐらいは助成していただけるのかなあというふうな感じを持っていましたところ、こういう金額になったということであります。

2点目の質問であります。生活保護法による生活受給世帯が対象外となりました理由は、どういふことでしょうか。

また、自治体独自で対象者を拡大することができるということでもありますけれども、町民税が非課税の方すべてということになりますと、何世帯の方が対象となったのでしょうか。世帯数がわかりましたら、その数だけお知らせしていただきたいと思ひます。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） お答え申し上げます。

まず最初に、生活保護世帯の対象外ということですが、生活保護世帯については、11月から3月まで冬季加算というのが支給されまして、そういう関係で対象の除外としたものでございます。ちなみに、1人の世帯でありますと月18,870円、2人で24,440円、4人になりますと月33,070円が冬季加算ということで支給されるということでございます。

次に、対象者の世帯数でございますが、65歳以上の独居で非課税世帯が595世帯、それから70歳以上の高齢者世帯が235世帯、ひとり親世帯、18歳未満の子供を扶養している父子・母子世帯ですが、これが189世帯、それから重度心身障害者の方が同居する世帯、これが340世帯、合計で1,400世帯となっております。

以上です。

議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 先ほどの生活保護をいただいている方の冬季加算は、金額はいつものとおりなのではないでしょうか。それとも、今の高騰された値段に見合った冬季加算になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） お答えいたします。

灯油の高騰による加算というのは、多分入っていないだろうとそういうふうに思っています。いつもの年の冬季加算と考えてございます。

以上です。

議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。坂本正紀君。

15番（坂本正紀君） 先ほど課長の方から、対象者の説明がいろいろございましたけれども、できれば、その対象者の明細といいますか、どういった方々が対象者になるのか、その資料を提示していただきたいと思います。口での説明は聞いていますけども、ちょっと頭の中にはなかなか残せませんので、資料を提示していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） お答えいたします。

対象者のリストでございますが、助成の対象者の方々全員を抽出いたしまして、それで課税非課税の判定をして。大変申し訳ないですが、個人情報等が載っておりますので、そのリストを出してもらいたいということですが、後ほどですね、検討してみたいと思います。

議長（小笠原義弘君） 坂本正紀君。

15番（坂本正紀君） リストということじゃなくて、例えば、受験生が何人とか、ひとり親とか、そういう方々が対象になりますよという状態でいただければ。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） わかりました。

南部町福祉灯油の助成ということで、対象者、先ほど立花議員にもお答えいたしましたが、世帯数とか条件などを作っておりますので、後ほど終わりましたら、差し上げたいと思います。

議長（小笠原義弘君） ありませんか。松本陽一君。

5番（松本陽一君） 非常に寒い時期に、いい支援ということで非常に喜んでおります。

ただ、一つお伺いしたいんですが、対象者世帯の中にひとり親というのがありますけれども、これと中学生とがあるわけです。これはだぶることはあると思いますけれども、これはどちらかをもらうということで解釈してよろしいでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） お答えいたします。

ひとり親世帯と中学3年生の重複している世帯はですね、中学3年生を扶養している世帯の方を優先いたします。というのは、福祉灯油の方は非課税が対象で中学校3年生の方は全世帯ということですので、そちらの方を優先したいと思います。

以上です。

議長（小笠原義弘君） ありませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 私から一つ要望ですけれども、この制度そのものについては、こういう状況の中で、もらえる人は非常にありがたいなと思うんですが、もらえない世帯の方がおそらく多いでしょうと。多分、南部町の世帯数が七千二、三百あるとすると、もらえる世帯がトータルで千八、九百世帯になるのでしょうか、この数字からいけば。

そうすると、もらえない方が多いわけですから、広報にでもですね、こういう基準で、こういう世帯が対象ですよというのを載せた方がすっきりするんじゃないかと。隣がもらえて、おらほさなんでこねえのよというような、もらえない人の不満というの、それだったら納得だというのがわかるようなことを広報に載せたらどうかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

福祉課長（立花和則君） お答えいたします。

その点につきましては、町内回覧で福祉灯油、教育灯油購入助成のお知らせということで、こういう方々が対象者ですということを回覧で回す予定をさせていただきます。きょうが行政まわりですので、きょうご議決をいただければですね、きょう町内回覧を発送したいとそういうふうに考えていました。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） 私からちょっと補足したいと思いますが、先ほど拡大等の質問もありましたが、他の町村を見ていただければわかると思いますが、70歳以上高齢者に私どもしていますが、ほとんどが75歳以上という町村が多いんです。その分、当町の方は70歳以上からという部分で拡大になっているはずでございますし、それともう一点他町村と違うのは、他は1回役場に申請に来ると。これ、高齢者の方々がほとんど多いわけでございます。ひとり高齢者含めながら、そういう方々が一度役場に来る、忘れていたという可能性もあるということで、今回は対象者名簿があるわけですから、対象者の方々に配布する。こういう、役場にいちいち来なくてもいいという、そういう配慮もしていることも是非ご理解をいただきたいのと、このことを追加しておきたいと思います。

議長（小笠原義弘君） ありませんか。夏堀文孝君。

2番（夏堀文孝君） 灯油助成というのは、私も大変よいことだと思いますけれども、他町村では3歳未満の子供がいる家庭にもこの灯油を助成しているということで、小さいお子さん、生まれたばかりのお子さんがいらっしゃる家庭は、やはり夜中でも授乳をしなければならないという、これは、やはりこの時期に灯油も大変かかりますので、3歳未満の家庭にもこれを助成できる、拡大できる考えはないのでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） 我々も限られた財源の中で、今現在において、最大限の支援をしてまいりたいと。それぞれの町村によって内容も違いますし、一つは教育灯油助成事業と。受験生という部分を一つの特色を出したわけでございますが、0歳から3歳という町村の中にはあるように

新聞に聞いております。

いろいろな方々が、灯油の高騰によって影響は受けているわけでございますので、拡大したいという気持ちはもちろんあるわけですが、どこかで一つの基準といたしますか、部分を設けていかないと、これもまた大変なことになりますし、今現在の南部町において許される財政の中で、支援していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 平成20年第14回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、時節柄何かとご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。ご提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき原案のとおりご議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

今回の灯油購入の助成につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、これまでにない原油高騰と厳寒期を迎えるに当たり、決断したものであります。国においては今年度の特別交付税での措置等をするとの情報もありますが、今後とも経常経費の削減、見直しを図り、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の更なるご支援ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本臨時会閉会のお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小笠原義弘君） これで第14回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義弘

署名議員 川井 健雄

署名議員 中村 善一